

有明海・八代海の再生に向けた早急な対策を求める意見書

有明海・八代海は、貴重な自然環境や水産資源の宝庫であり、「宝の海」としてその恵みを後世に継承すべきものである。県では、平成12年度のノリ色落ち被害以来、有明海・八代海を豊かな海として再生することを目指し、近隣県との連携、国の協力を得ながら、覆砂事業や生活排水施設の整備など、再生へ向けた取り組みを行ってきた。しかし、有明海・八代海の漁業生産は依然として大変不安定な状況が続いている。

このような中、平成22年12月6日、諫早湾干拓事業と有明海の環境変化との因果関係を争点とした諫早湾干拓潮受堤防撤去等請求訴訟の福岡高裁控訴審において、佐賀地裁判決を支持し、5年間の排水門開放を命じる判決がなされた。本県はこれまで、有明海の環境変化の原因究明のために諫早湾干拓事業の開門調査は必要であるが、県内の漁業者の中には開門による赤潮発生等の悪影響を懸念する声もあることから、開門調査の実施については、現在実施している環境アセスメントに基づき、関係者が納得するように十分な検討を行うよう主張してきたところである。

有明海・八代海の再生を図るためには、徹底した調査により環境変化の原因究明を行うことが必要であるとともに、有明海・八代海を豊かで良好な漁場として恒久的に維持するため、海域への環境負荷を抑制し水産資源を回復させるための環境保全策や魚介類等の増殖などの施策等を早急に講じることが必要である。

よって、国におかれては、有明海・八代海の再生に向け、下記事項について特段の措置を講じられるよう改めて強く要望する。

記

- 1 有明海・八代海の赤潮等の環境変化の原因究明に必要な調査を引き続き行うと同時に、水産資源を回復させるための環境保全策や魚介類等の増殖などの施策等を国が主体となって早急に実施していくこと。
- 2 「諫早湾干拓事業の潮受堤防排水門の開門調査」については、「開門調査に係る環境影響評価」をできる限り迅速に行い、その結果をもとに、環境保全に配慮した開門方法の工夫や影響の低減措置などについての十分な検討を行い、国の責任のもとに開門調査の実施につなげること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月17日

熊本県議会議長 小杉直

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	菅直人様
農林水産大臣	鹿野道彦様
環境大臣	松本龍様